

■新旧対照表

様式2

新	旧																										
(P6)	(P6)																										
<p>ウ 市民意見募集（パブリック・コメント）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">実施期間</th> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">意見提出者・意見数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成 28 年（2016） 6 月 10 日（金） ～7 月 11 日（月）</td> <td style="text-align: center;">意見提出は 0 件だった。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">認定申請日・認定日</th> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成 28 年（2016） 9 月 13 日（火）</td> <td>文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 に対し、三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 28 年（2016） 10 月 3 日（月）</td> <td>文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 から、三島市歴史的風致維持向上計画の認定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 30 年（2018） 9 月 20 日（木）</td> <td>軽微な変更の届出</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年（2019） 6 月 14 日（金）</td> <td>軽微な変更の届出</td> </tr> </tbody> </table>	実施期間	意見提出者・意見数	平成 28 年（2016） 6 月 10 日（金） ～7 月 11 日（月）	意見提出は 0 件だった。	認定申請日・認定日	内容	平成 28 年（2016） 9 月 13 日（火）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 に対し、三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請	平成 28 年（2016） 10 月 3 日（月）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 から、三島市歴史的風致維持向上計画の認定	平成 30 年（2018） 9 月 20 日（木）	軽微な変更の届出	令和元年（2019） 6 月 14 日（金）	軽微な変更の届出	<p>ウ 市民意見募集（パブリック・コメント）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">実施期間</th> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">意見提出者・意見数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成 28 年（2016） 6 月 10 日（金） ～7 月 11 日（月）</td> <td style="text-align: center;">意見提出は 0 件だった。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">認定申請日・認定日</th> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成 28 年（2016） 9 月 13 日（火）</td> <td>文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 に対し、三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 28 年（2016） 10 月 3 日（月）</td> <td>文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 から、三島市歴史的風致維持向上計画の認定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 30 年（2018） 9 月 20 日（木）</td> <td>軽微な変更の届出</td> </tr> </tbody> </table>	実施期間	意見提出者・意見数	平成 28 年（2016） 6 月 10 日（金） ～7 月 11 日（月）	意見提出は 0 件だった。	認定申請日・認定日	内容	平成 28 年（2016） 9 月 13 日（火）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 に対し、三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請	平成 28 年（2016） 10 月 3 日（月）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 から、三島市歴史的風致維持向上計画の認定	平成 30 年（2018） 9 月 20 日（木）	軽微な変更の届出
実施期間	意見提出者・意見数																										
平成 28 年（2016） 6 月 10 日（金） ～7 月 11 日（月）	意見提出は 0 件だった。																										
認定申請日・認定日	内容																										
平成 28 年（2016） 9 月 13 日（火）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 に対し、三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請																										
平成 28 年（2016） 10 月 3 日（月）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 から、三島市歴史的風致維持向上計画の認定																										
平成 30 年（2018） 9 月 20 日（木）	軽微な変更の届出																										
令和元年（2019） 6 月 14 日（金）	軽微な変更の届出																										
実施期間	意見提出者・意見数																										
平成 28 年（2016） 6 月 10 日（金） ～7 月 11 日（月）	意見提出は 0 件だった。																										
認定申請日・認定日	内容																										
平成 28 年（2016） 9 月 13 日（火）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 に対し、三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請																										
平成 28 年（2016） 10 月 3 日（月）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 から、三島市歴史的風致維持向上計画の認定																										
平成 30 年（2018） 9 月 20 日（木）	軽微な変更の届出																										

■新旧対照表

新	旧																												
(P150)	(P150)																												
<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第6章</p> <p>(4) まち並みと景観形成に関する事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業名</td> <td>⑦景観重点整備地区内景観形成補助事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>三島市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成12年度～平成37年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>三島市景観重点整備地区 1 源兵衛川（げんべえがわ）「いすみ橋～広瀬橋」地区、2 白庵（しらあん）公園・桜川地区、3 大通り地区、4 芝町（しばちょう）通り地区、5 蓼沼川（はすぬまがわ）（宮さんの川）地区、6 赤橋周辺（御殿川・鎌倉古道）地区、他</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>三島市景観重点整備地区において、建築物を行為の制限に適合させるための工費の一部を補助する。 新・増築する場合は概ね3階以下</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>三島市景観条例に基づく景観重点整備地区は、三島大社の周辺や源兵衛川沿い等で指定され、地域特性に応じた建築物、工作物の行為の制限が定められている。工事費の補助により、行為の制限に適合した建築や、改修などが促進され、指定地区的価値と魅力の向上を図る。また、住民との合意形成を図りながら重点区域の追加指定を行う。</td> </tr> </table>	事業名	⑦景観重点整備地区内景観形成補助事業	整備主体	三島市	事業期間	平成12年度～平成37年度	支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	事業位置	三島市景観重点整備地区 1 源兵衛川（げんべえがわ）「いすみ橋～広瀬橋」地区、2 白庵（しらあん）公園・桜川地区、3 大通り地区、4 芝町（しばちょう）通り地区、5 蓼沼川（はすぬまがわ）（宮さんの川）地区、6 赤橋周辺（御殿川・鎌倉古道）地区、他	事業概要	三島市景観重点整備地区において、建築物を行為の制限に適合させるための工費の一部を補助する。 新・増築する場合は概ね3階以下	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	三島市景観条例に基づく景観重点整備地区は、三島大社の周辺や源兵衛川沿い等で指定され、地域特性に応じた建築物、工作物の行為の制限が定められている。工事費の補助により、行為の制限に適合した建築や、改修などが促進され、指定地区的価値と魅力の向上を図る。また、住民との合意形成を図りながら重点区域の追加指定を行う。	<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第6章</p> <p>(4) まち並みと景観形成に関する事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業名</td> <td>⑦景観重点整備地区内景観形成補助事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>三島市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成12年度～平成37年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>三島市景観重点整備地区 1 源兵衛川（げんべえがわ）「いすみ橋～広瀬橋」地区、2 白庵（しらあん）公園・桜川地区、3 大通り地区、4 芝町（しばちょう）通り地区、5 蓼沼川（はすぬまがわ）（宮さんの川）地区、6 赤橋周辺（御殿川・鎌倉古道）地区、他</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>三島市景観重点整備地区において、建築物を行為の制限に適合させるための工費の一部を補助する。 新・増築する場合は概ね3階以下</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>三島市景観条例に基づく景観重点整備地区は、三島大社の周辺や源兵衛川沿い等で指定され、地域特性に応じた建築物、工作物の行為の制限が定められている。工事費の補助により、行為の制限に適合した建築や、改修などが促進され、指定地区的価値と魅力の向上を図る。また、住民との合意形成を図りながら重点区域の追加指定を行う。</td> </tr> </table>	事業名	⑦景観重点整備地区内景観形成補助事業	整備主体	三島市	事業期間	平成12年度～平成37年度	支援事業名	市単独事業	事業位置	三島市景観重点整備地区 1 源兵衛川（げんべえがわ）「いすみ橋～広瀬橋」地区、2 白庵（しらあん）公園・桜川地区、3 大通り地区、4 芝町（しばちょう）通り地区、5 蓼沼川（はすぬまがわ）（宮さんの川）地区、6 赤橋周辺（御殿川・鎌倉古道）地区、他	事業概要	三島市景観重点整備地区において、建築物を行為の制限に適合させるための工費の一部を補助する。 新・増築する場合は概ね3階以下	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	三島市景観条例に基づく景観重点整備地区は、三島大社の周辺や源兵衛川沿い等で指定され、地域特性に応じた建築物、工作物の行為の制限が定められている。工事費の補助により、行為の制限に適合した建築や、改修などが促進され、指定地区的価値と魅力の向上を図る。また、住民との合意形成を図りながら重点区域の追加指定を行う。
事業名	⑦景観重点整備地区内景観形成補助事業																												
整備主体	三島市																												
事業期間	平成12年度～平成37年度																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）																												
事業位置	三島市景観重点整備地区 1 源兵衛川（げんべえがわ）「いすみ橋～広瀬橋」地区、2 白庵（しらあん）公園・桜川地区、3 大通り地区、4 芝町（しばちょう）通り地区、5 蓼沼川（はすぬまがわ）（宮さんの川）地区、6 赤橋周辺（御殿川・鎌倉古道）地区、他																												
事業概要	三島市景観重点整備地区において、建築物を行為の制限に適合させるための工費の一部を補助する。 新・増築する場合は概ね3階以下																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	三島市景観条例に基づく景観重点整備地区は、三島大社の周辺や源兵衛川沿い等で指定され、地域特性に応じた建築物、工作物の行為の制限が定められている。工事費の補助により、行為の制限に適合した建築や、改修などが促進され、指定地区的価値と魅力の向上を図る。また、住民との合意形成を図りながら重点区域の追加指定を行う。																												
事業名	⑦景観重点整備地区内景観形成補助事業																												
整備主体	三島市																												
事業期間	平成12年度～平成37年度																												
支援事業名	市単独事業																												
事業位置	三島市景観重点整備地区 1 源兵衛川（げんべえがわ）「いすみ橋～広瀬橋」地区、2 白庵（しらあん）公園・桜川地区、3 大通り地区、4 芝町（しばちょう）通り地区、5 蓼沼川（はすぬまがわ）（宮さんの川）地区、6 赤橋周辺（御殿川・鎌倉古道）地区、他																												
事業概要	三島市景観重点整備地区において、建築物を行為の制限に適合させるための工費の一部を補助する。 新・増築する場合は概ね3階以下																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	三島市景観条例に基づく景観重点整備地区は、三島大社の周辺や源兵衛川沿い等で指定され、地域特性に応じた建築物、工作物の行為の制限が定められている。工事費の補助により、行為の制限に適合した建築や、改修などが促進され、指定地区的価値と魅力の向上を図る。また、住民との合意形成を図りながら重点区域の追加指定を行う。																												

■新旧対照表

新	旧																																
<p>(P152)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第6章</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">事業名</td><td>①案内看板統一化事業</td></tr> <tr> <td>整備主体</td><td>三島市</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成28年度～平成37年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>歴史的風致活用国際観光支援事業、社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>市内全域</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td>歴史的な建造物等を案内する既存の案内看板について、案内機能の向上を図るために、表記方法や意匠の統一化、多言語化など案内看板の整備マニュアルを作成し、マニュアルに基づき整備を進める。</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">   </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>案内看板について、統一感の欠如や老朽化、外国语併記がないことが課題として挙げられており、歴史的資源を生かした観光振興と情報発信に関する方針に基づき、整備マニュアルの作成及び表記方法や意匠の統一、多言語表示を進めることにより、歴史的資源の位置を明確に示し、点在する歴史的資源等のネットワークが形成されるとともに、外国人も含めた来訪者の回遊性を向上させることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	①案内看板統一化事業	整備主体	三島市	事業期間	平成28年度～平成37年度	支援事業名	歴史的風致活用国際観光支援事業、社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	事業位置	市内全域	事業概要	歴史的な建造物等を案内する既存の案内看板について、案内機能の向上を図るために、表記方法や意匠の統一化、多言語化など案内看板の整備マニュアルを作成し、マニュアルに基づき整備を進める。		 	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	案内看板について、統一感の欠如や老朽化、外国语併記がないことが課題として挙げられており、歴史的資源を生かした観光振興と情報発信に関する方針に基づき、整備マニュアルの作成及び表記方法や意匠の統一、多言語表示を進めることにより、歴史的資源の位置を明確に示し、点在する歴史的資源等のネットワークが形成されるとともに、外国人も含めた来訪者の回遊性を向上させることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	<p>(P152)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第6章</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">事業名</td><td>①案内看板統一化事業</td></tr> <tr> <td>整備主体</td><td>三島市</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成28年度～平成37年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>市内全域</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td>歴史的な建造物等を案内する既存の案内看板について、案内機能の向上を図るために、表記方法や意匠の統一化、多言語化など案内看板の整備マニュアルを作成し、マニュアルに基づき整備を進める。</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">   </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>案内看板について、統一感の欠如や老朽化、外国语併記がないことが課題として挙げられており、歴史的資源を生かした観光振興と情報発信に関する方針に基づき、整備マニュアルの作成及び表記方法や意匠の統一、多言語表示を進めることにより、歴史的資源の位置を明確に示し、点在する歴史的資源等のネットワークが形成されるとともに、外国人も含めた来訪者の回遊性を向上させることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	①案内看板統一化事業	整備主体	三島市	事業期間	平成28年度～平成37年度	支援事業名	市単独事業	事業位置	市内全域	事業概要	歴史的な建造物等を案内する既存の案内看板について、案内機能の向上を図るために、表記方法や意匠の統一化、多言語化など案内看板の整備マニュアルを作成し、マニュアルに基づき整備を進める。		 	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	案内看板について、統一感の欠如や老朽化、外国语併記がないことが課題として挙げられており、歴史的資源を生かした観光振興と情報発信に関する方針に基づき、整備マニュアルの作成及び表記方法や意匠の統一、多言語表示を進めることにより、歴史的資源の位置を明確に示し、点在する歴史的資源等のネットワークが形成されるとともに、外国人も含めた来訪者の回遊性を向上させることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業名	①案内看板統一化事業																																
整備主体	三島市																																
事業期間	平成28年度～平成37年度																																
支援事業名	歴史的風致活用国際観光支援事業、社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）																																
事業位置	市内全域																																
事業概要	歴史的な建造物等を案内する既存の案内看板について、案内機能の向上を図るために、表記方法や意匠の統一化、多言語化など案内看板の整備マニュアルを作成し、マニュアルに基づき整備を進める。																																
	 																																
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	案内看板について、統一感の欠如や老朽化、外国语併記がないことが課題として挙げられており、歴史的資源を生かした観光振興と情報発信に関する方針に基づき、整備マニュアルの作成及び表記方法や意匠の統一、多言語表示を進めることにより、歴史的資源の位置を明確に示し、点在する歴史的資源等のネットワークが形成されるとともに、外国人も含めた来訪者の回遊性を向上させることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																
事業名	①案内看板統一化事業																																
整備主体	三島市																																
事業期間	平成28年度～平成37年度																																
支援事業名	市単独事業																																
事業位置	市内全域																																
事業概要	歴史的な建造物等を案内する既存の案内看板について、案内機能の向上を図るために、表記方法や意匠の統一化、多言語化など案内看板の整備マニュアルを作成し、マニュアルに基づき整備を進める。																																
	 																																
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	案内看板について、統一感の欠如や老朽化、外国语併記がないことが課題として挙げられており、歴史的資源を生かした観光振興と情報発信に関する方針に基づき、整備マニュアルの作成及び表記方法や意匠の統一、多言語表示を進めることにより、歴史的資源の位置を明確に示し、点在する歴史的資源等のネットワークが形成されるとともに、外国人も含めた来訪者の回遊性を向上させることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																

■新旧対照表

新					旧																																																																										
(P157)					(P157)																																																																										
三島市歴史的風致維持向上計画 第7章 3 歴史的風致形成建造物の指定候補 当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。					三島市歴史的風致維持向上計画 第7章 3 歴史的風致形成建造物の指定候補 当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>指定区分</th><th>名称</th><th>写真</th><th>所有者</th><th>No.</th><th>指定区分</th><th>名称</th><th>写真</th><th>所有者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成22年3月1日付) 指定番号: 6</td><td>三嶋書簡の館</td><td></td><td>三島市</td><td>1</td><td>国登録有形文化財 (建造物)</td><td>三嶋書簡の館</td><td></td><td>三島市</td></tr> <tr> <td>2</td><td>国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成22年3月1日付) 指定番号: 7</td><td>懐古堂ムラカミ屋</td><td></td><td>個人</td><td>2</td><td>国登録有形文化財 (建造物)</td><td>懐古堂ムラカミ屋</td><td></td><td>個人</td></tr> <tr> <td>3</td><td>国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成22年3月1日付) 指定番号: 8</td><td>梅御殿</td><td></td><td>三島市</td><td>3</td><td>国登録有形文化財 (建造物)</td><td>梅御殿</td><td></td><td>三島市</td></tr> <tr> <td>4</td><td>市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成22年3月1日付) 指定番号: 9</td><td>三嶋大社舞殿</td><td></td><td>三嶋大社</td><td>4</td><td>市指定文化財 (建造物)</td><td>三嶋大社舞殿</td><td></td><td>三嶋大社</td></tr> <tr> <td>5</td><td>市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成22年3月1日付) 指定番号: 10</td><td>三嶋大社神門</td><td></td><td>三嶋大社</td><td>5</td><td>市指定文化財 (建造物)</td><td>三嶋大社神門</td><td></td><td>三嶋大社</td></tr> <tr> <td>6</td><td>市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成22年3月1日付) 指定番号: 11</td><td>楽寿館</td><td></td><td>三島市</td><td>6</td><td>市指定文化財 (建造物)</td><td>楽寿館</td><td></td><td>三島市</td></tr> </tbody> </table>										No.	指定区分	名称	写真	所有者	No.	指定区分	名称	写真	所有者	1	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成22年3月1日付) 指定番号: 6	三嶋書簡の館		三島市	1	国登録有形文化財 (建造物)	三嶋書簡の館		三島市	2	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成22年3月1日付) 指定番号: 7	懐古堂ムラカミ屋		個人	2	国登録有形文化財 (建造物)	懐古堂ムラカミ屋		個人	3	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成22年3月1日付) 指定番号: 8	梅御殿		三島市	3	国登録有形文化財 (建造物)	梅御殿		三島市	4	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成22年3月1日付) 指定番号: 9	三嶋大社舞殿		三嶋大社	4	市指定文化財 (建造物)	三嶋大社舞殿		三嶋大社	5	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成22年3月1日付) 指定番号: 10	三嶋大社神門		三嶋大社	5	市指定文化財 (建造物)	三嶋大社神門		三嶋大社	6	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成22年3月1日付) 指定番号: 11	楽寿館		三島市	6	市指定文化財 (建造物)	楽寿館		三島市
No.	指定区分	名称	写真	所有者	No.	指定区分	名称	写真	所有者																																																																						
1	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成22年3月1日付) 指定番号: 6	三嶋書簡の館		三島市	1	国登録有形文化財 (建造物)	三嶋書簡の館		三島市																																																																						
2	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成22年3月1日付) 指定番号: 7	懐古堂ムラカミ屋		個人	2	国登録有形文化財 (建造物)	懐古堂ムラカミ屋		個人																																																																						
3	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成22年3月1日付) 指定番号: 8	梅御殿		三島市	3	国登録有形文化財 (建造物)	梅御殿		三島市																																																																						
4	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成22年3月1日付) 指定番号: 9	三嶋大社舞殿		三嶋大社	4	市指定文化財 (建造物)	三嶋大社舞殿		三嶋大社																																																																						
5	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成22年3月1日付) 指定番号: 10	三嶋大社神門		三嶋大社	5	市指定文化財 (建造物)	三嶋大社神門		三嶋大社																																																																						
6	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成22年3月1日付) 指定番号: 11	楽寿館		三島市	6	市指定文化財 (建造物)	楽寿館		三島市																																																																						